



Kainan East Rotary

DISTRICT 366

CLUB WEEKLY BULLETIN

事務所 海南市日方1294 海南商工会議所内 TEL (07348) 2-4363
 例会日 毎週月曜日 12時30分 於海南商工会議所4Fホール
 会長 前窪紀文 幹事 田岡啓一 会報委員長 河尻鳩親

才33回 例会 昭和51年3月15日(月)於海南商工会議所

1. 開 会 司 会 谷 井 昭 三

2. ロータリーソング [手に手つないで]

3. 昼 食

4. 出席率 86.21% 会員総数29名 出席者数25名

5. ゲスト 海南市役所 社会教育課長 小林幸雄氏

6. ビジター 山中禎次氏(有田R.C.) 島本安次郎氏(和歌山南R.C.)
 西端俊之氏(和歌山南R.C.) 冬野広楠氏(海南R.C.)
 藤岡好次氏(海南R.C.)

7. メイキャップ

垣内類三君(3月10日、海南R.C.)

山本有造君(3月11日、ロータリー財団委員長会議)

ホテルプラザ(大阪)にて

8. 会長スピーチ

私共の認証状伝達式が来る5月16日(日)に和歌山住友体育館で行なうことに決まりました、只今準備中で御座居ます。此の間うちから仮登録の通知をさして頂きましたが、割合申込が少ないので、私達と和歌山西クラブ合同ですので、和歌山西クラブから再度登録の御依頼に上がると思いますので、どうぞよろしく御願いたします。

9. 幹事報告

○ 例会臨時変更

和歌山R.C. 4/6(火)が4/10(土)12:30~経済センター10F大ホール 在市5R.C. 合同例会のため

4/20(火)が同日18:00~経済センター8F長安閣
 藤沢ガバナーノミニー壮行と80才以上高令者の祝賀

○ 例会時間延長

和歌山南R.C. 3/26(金)ゲスト藤沢ガバナーノミニーを迎えて

卓話 30分延長

○ 例会場臨時変更

和歌山西R.C. 3/17、24、31・4/14、21、28の例会は三井生命ビル
3Fに変更
4/7(水) → 4/10(土) 12:30~経済センター10F大ホール、
在市5R.C. 合同例会のため

○ チャーターナイト案内

才373地区 国分R.C. (鹿児島県)
と き 昭和51年4月29日(祝日)
ところ 国分市市民会館

才370地区 大川東R.C. (福岡県)
と き 昭和51年5月9日(日)
ところ 大川市文化センター

- 次年度理事予定者の会議を3月22日に行ないます。
- 私達の3月22日の例会は、和歌山西クラブと合同例会をもつことになりまして、同日18時30分より和歌山市県信ビル5Fに於て行ないます。
- 4月16日(金)の年次大会は、海南駅発7時47分で参りたいと思いますので7時30分までに海南駅へ集合して下さい。若し車で行かれる方が御座いましたら事務局へ御連絡願いたいと思います。

10. ニコニコ箱

51年度青年会議所OB会	代表幹事	片山博之君	就任により
	幹事	田岡啓一君	〃
	幹事	中尾公彦君	〃
	会計	中村隆俊君	〃

11. 認証状伝達式実行委員会報告 宮田副委員長

◇ 認証状伝達式の出席要請(登録勧誘)の予定が一応次の通り決まりました。

3/18(木) 田辺R.C. 遠藤香苗氏 ○上田、前窪、河尻、山野、土岐
3/23(火) 串本R.C. 中村哲三氏 ○柳川、前窪、山本
〃 (火) 御坊南R.C. 寺本栄二氏 ○楠部、山田、裏野、岡田
3/24(水) 田辺東R.C. 尾崎卓也氏 ○奥村、谷井、田岡
〃 (水) 新宮R.C. 中村 哲三氏 ○前窪、柳川、追田
3/25(木) 有田R.C. 玉置圭四郎氏 ○宮田、角谷、島村、上南
26(金) 御坊R.C. 東 義 行 氏 ○坂上、松田、片山、川端
4/2(〃) 白浜R.C. 川口 秀夫氏 ○吉田、中村隆、中村、中尾
〃 (〃) 那智勝浦R.C. 玉置勇氏 ○垣内、柳川

※ ○印の方は、海南クラブの方と御連絡願って、時間等打合せして連れて行って頂きたいと思います。どうかよろしく御願ひ申し上げます。

12. 卓話 …… 同和問題について

海南市役所 社会教育課長 小林幸雄氏

現在海南省で同和教育をどんなふうに行なわれようとしているか、何故行なわれようとしているか、ということについてお話をしたいと思います。

- ◇ 中学校の教科書で、過去の日本の教科書で徳川封建社会の中で、身分制度を扱って士農工商という書き方をしてきた。その身分制度の中へ、穢非人という言葉を取り上げた教科書に全然お目にかかったことがないと思います。ところが海南省でも今から3年前に、日本書籍の中で、徳川身分制度の中で、士農工商及び穢非人の身分差別を強化した、作ったというふうに教科書に出て来ました。
- ◇ 長い年月禁句の様に、身分制度の中の専任の階級を取り上げなかった、昭和の50年過ぎてから、どうして今更教科書に取り上げて来たか、ということ。教科書(中学)に(えた・ひにん)〔幕府や藩により、最下層民とされた人々。居住地を荒地や町はずれなど、特定の場所に決められ、職業を皮革その他一定のものに制限された。又役人の手先とされることもあった。この差別政策は、農工商が、これらの人々をさげすみ、自分より下層のものがいると考えて自分をなぐさめるのに役立った。後に百姓一揆などがさかんになり、封建制度がゆらいでくると、幕府や藩はさらに差別をきびしくした。〕と書かれています。

これだけの文章を読んで、これだけで全体の浮彫りにはならないと思います。その中で中学校では、どういうふうに教科書で勉強させているか、やはり、きっちりと、徳川幕府がつくった身分制度、差別政策について、子供達に教えていく、そのことが一体、子供達にどんなことに影響するかということをお教えるのが同和教育である。

- ◇ 同和教育を進めるのに、海南省ではまだ市の方針を交付していませんが、

① 部落差別をなくす

徳川時代に人がつくった部落差別を完全になくすこと。現実に部落差別があるということをおさえたわけで、今までは全然おさえなかった、誰が一体部落差別があるということをおさえたか、沢山の人がおさえた、おさえるところの大本の政府が仲々おさえなかった、はっきりとそれを認めたのが明治4年、それがそのままの形態で残されてきた、そして昭和34年に同和対策審議会が出来、その審議会に対して時の首相、佐藤栄作氏が、部落の実態を調べ、その方策を立てなさい、と諮問した。その諮問に対し答審がなされた。(同対審)答審文の中に部落差別がこんなに沢山残されている、特にいろんな基本的人権が侵されて、部落には集中して差別が残されている。ということが書かれている。

それに基づいて昭和44年に政府が特別措置法という法律をつくった。認めるということは大変なこと、特に文章にし、法案で認めると、何等の方法でやらなければならない、これが民主社会の道理である。それで対策事業にかかったわけで、10年間の期限立法ですから後3年程で解除されるので、それまでにいろんな面で部落の実態を良くしよう、ということでもあります。

② ささえとなっているいろいろの差別に気付いて、なくしていく

これが部落差別をなくしていく大きな根っこになるのではないのでしょうか、どういうふうにおさえているかといいますと、徳川の封建社会といいますと、私達は士農工商という身分制度が思い浮かびます、封建社会とは、身分制度と家を中心にした家族制度とが、一番大きな特徴で、必ず長男が家を継ぐ等、いろんな家族の取決めがあった。

※ 当時、次男のことを「もしかあんにゃ」ともいった、「あんにゃ」は長男、兄貴のことで、兄貴がもしか死んだらなあということ、わしが長男の位につけると意味。

元禄時代にいろんな制度がきびしく強化されてきた。身分制度そのものが厳しくなる中に、家を中心にした、いろいろの制度が出来上ってきた。差別政策の実態は、誰がどうして決めたかというのではなしに、いろんな格好の中で人びともそれに参加しているかもわからないし、わからないで参加しているかもしれない、自分達がわからないで後押しをすることがある。いつの時代でも同じことで、たとえば一つの村の中で、村八分という言葉がでてきます、村八分というのは、すごく厳しい掟で、一体誰が作りだしたかという、これは幕府が村八分という制度をこしらえよとは決していっていない、ところが自分達で五人組の制度をつくり、1人が具合のわるいことがあれば密告するような格好になっている。百姓達が一つの村を治めていく体制の中で、いろんなことを取決しないと村が治まらない、葬式と火事については、村の人達はみんな参加しようという二分を置いた、残りの八分は排斥する、その村の規約に違反した者を申し合せて絶交する等、村を維持するのに大きな役目をもっていた。

人権の問題、家長制度がどんなに歪み合っているか、戦後解消されてきますが、そのことがまだいろんな格好の中で残ってくる……。

◎ 次回例会

才34回 昭和51年3月22日(月) 18:30 ~ 於和歌山県信ビル5F
和歌山西R.C.と合同例会(認証状伝達式打合せ会)

才35回 昭和51年3月29日(月)